

「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」 について

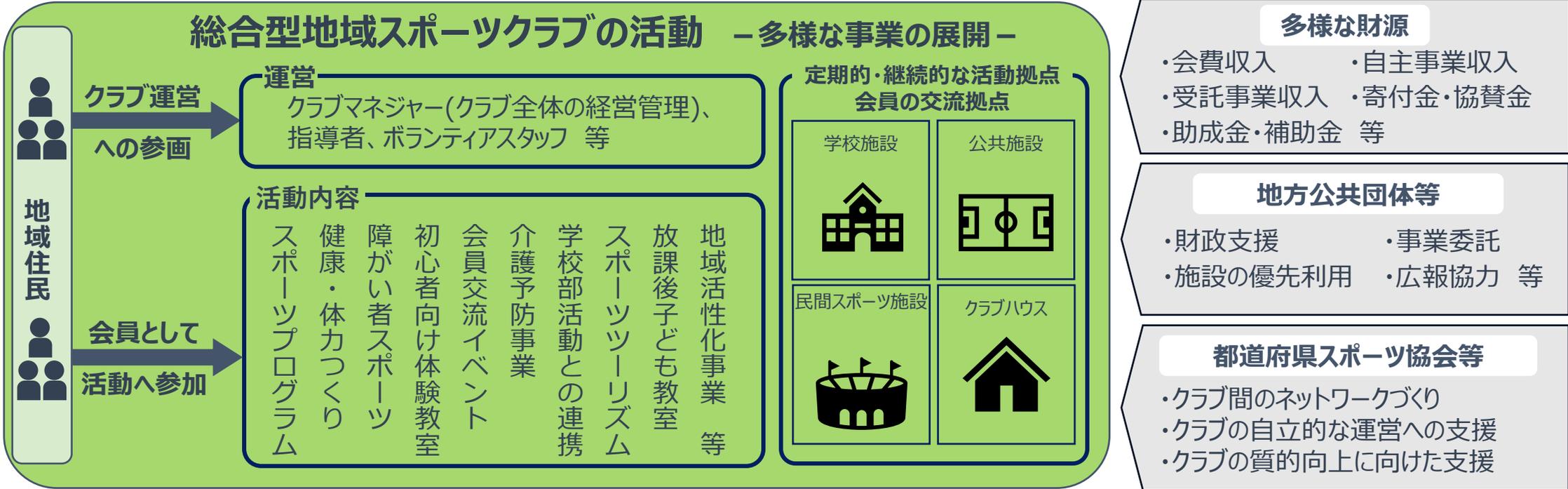
令和7年3月5日

公益財団法人日本スポーツ協会
地域スポーツ推進部 クラブ育成課

総合型地域スポーツクラブとは

概要：多世代(子どもから高齢者まで)、多種目(様々なスポーツを愛好する人々が)、多志向(それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる)という形態により、行政でもなく、民間企業でもなく、地域住民によって、自発的・主体的に運営されているスポーツクラブ。

総合型地域スポーツクラブの活動 – 多様な事業の展開 –



スポーツ基本法 (平成23年法律第78号)

第二十一条 **国及び地方公共団体**は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、**住民が主体的に運営するスポーツ団体**（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第3期スポーツ基本計画

第3章(10)②地域のスポーツ環境の構築 (P61)
 ウ **国、JSPO及び地方公共団体**は、中間支援組織が取り組む**総合型クラブ**の自立的な運営を含む質的充実や地域課題の解決に向けた取組を支援する。
 エ **国及びJSPO**は、総合型クラブの**登録・認証制度**を 47 都道府県で運用開始し、当該制度を通じて、総合型クラブの質的な向上を図るとともに、**総合型クラブと地方公共団体等との連携**による地域課題の解決に向けた取組を促進する。

◆ 総合型クラブに期待される役割

地域コミュニティの核として以下の公益的な取組を行うことで、地域住民からのニーズに応じていくことが期待される。

- ◎ 地域スポーツ環境を充実させること
- ◎ スポーツを通じて地域課題を解決すること

◆ 総合型クラブの活動による地域への効果

- ◎ 地域住民のスポーツ参加機会増加
- ◎ 子どもたちが明るく活発に
- ◎ 地域住民の交流が活性化
- ◎ 地域住民の健康増進
- ◎ 元気な高齢者の増加
- 等

総合型クラブと行政がお互いに連携・協働することで、
総合型クラブが期待される役割を発揮し、地域へ様々な効果をもたらす

総合型地域スポーツクラブ

- ◎ 自主・自律した組織/運営体制の整備
➔ 財政的な自立、PDCAサイクルの実践、
地域住民の運営参画、ガバナンス強化 等

★ 地域との相互扶助を築く行政等との連携

★ ソーシャルキャピタルの醸成

都道府県・市区町村行政

- ◎ 地域住民への総合型クラブの周知・理解促進
- ◎ 政策実現に向けた総合型クラブの活用

★ 総合型クラブに対する支援

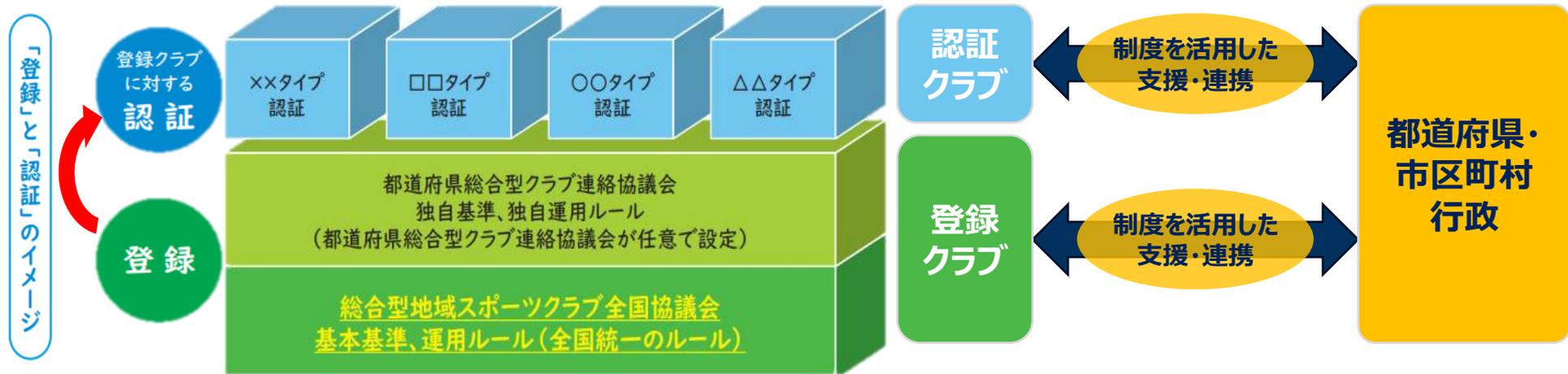
- ➔ 運営や事業・活動に対する支援
例) 補助金、施設使用料の減免、事業委託、
活動場所の確保、広報協力 等

連携

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度とは？

<「登録」と「認証」>

- ▶日本スポーツ協会の組織内組織である総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC全国ネットワーク)が統括し、都道府県行政、都道府県スポーツ協会、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と共に、**第3期スポーツ基本計画に基づき**、登録・認証制度という一つの共通理解を基に役割分担した上で運用する制度。
- ▶全国的な総合型クラブの質的充実や質的向上を目的とした「登録」と、登録クラブがその特徴を活かし、更なる発展や成長を目指すことを目的とした「認証」という2階建ての制度構造により、**地域スポーツ環境の整備・発展に寄与することを目指す。**



第3期スポーツ基本計画

第3章(10)②地域のスポーツ環境の構築 (P61)

ウ 国、JSPO及び地方公共団体は、中間支援組織が取り組む総合型クラブの自立的な運営を含む質的充実や地域課題の解決に向けた取組を支援する。

エ 国及びJSPOは、総合型クラブの登録・認証制度を47都道府県で運用開始し、**当該制度を通じて、総合型クラブの質的な向上を図るとともに、総合型クラブと地方公共団体等との連携による地域課題の解決に向けた取組を促進する。**

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度とは？

<登録・認証制度がもたらす効果>

◆行政への効果

◎連携先としての安心感・信頼感の醸成

- ➔ 総合型クラブと連携・協力関係を構築していく際に、登録・認証制度が信用性の基準として活用できる。

(例) 支援対象の選定における活用(補助金・施設利用料減免 等)
⇒ 認証クラブ > 登録クラブ > 未登録クラブ など

(例) 事業委託先条件への活用(信頼性の担保)
⇒『登録クラブ』や『認証クラブ』を委託先の条件に

◎効率的な地域課題の解決の促進

- ➔ 登録クラブや認証クラブに対して支援や事業委託を行うことにより、役割分担しながら地域課題の解決を促進しやすくなる。

(例) 総合型クラブ：事業の実行 ➔ 行政：効果の検証

◆地域住民への効果

◎スポーツを通じた地域課題の解決の促進

- ➔ 登録・認証制度を通じて、政策と連携した事業展開や、質の高いスポーツ活動への参加機会が増加することで、様々な地域課題の解決が促進される。

(例) 中学生等の地域スポーツ環境の整備、要介護率の低下、健康寿命の延伸、地域コミュニティの活性化、障がい者のスポーツ参加率増加 等



登録制度とは？

- ◆登録基準：<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/tourokuninnsyouseido/leaflet/leaflet.pdf>
- ◎下表のとおり、活動実態や運営形態、ガバナンスに関する基準を満たした総合型クラブを「登録クラブ」として認定。
 - ◎公益的な事業体としての役割を果たしていくための要件を基準としているため、行政の事業委託先や、公的支援の対象条件等に、『登録制度』や『登録クラブ』の活用が期待される。

分類	個別基準
(1)活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。
	③適切なスポーツ指導者を配置している。(※)
	④安全管理体制を整備している。
(2)運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。
(3)ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。

※当面の間は移行措置期間として、本基準が満たされないことを理由として、登録を不可とすることはしない。

- ◆有効期間：4月1日から翌年の3月31日までの1年間（毎年更新）。

- ◆登録クラブ一覧：【令和6年度登録クラブ数：1,087クラブ】

日本スポーツ協会HP：<https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid1095.html>

認証制度とは？（令和7年度から運用開始）

◆認証基準：

- ◎各タイプ分野の事業や活動の実施に必要な、組織としての資質を確認する基準を満たした登録クラブを「認証クラブ」として認定。登録クラブが自らの希望により申請するもので、複数タイプの認証も可。
- ◎「認証クラブ」は、認証されたタイプ分野の事業や活動に関する一定水準をクリアしていることから、各行政における重点課題の解決や改善に向けた有効なパートナーとなり得るため、認証タイプ分野の事業委託先や公的支援の対象条件等に、『認証制度』や『認証クラブ』の活用が期待される。

◆タイプ別認証の種類 ※将来的に全国的な地域課題解決や、地域スポーツ環境の発展に必要なタイプを増やしていく予定

部活動の地域展開タイプ ※令和7年度から運用開始

部活動の地域展開において、地域スポーツクラブ活動の運営団体を担う資質を持った登録クラブを認証し、子どもたちの地域スポーツ環境の整備を促進する認証タイプ。

介護予防タイプ(仮) (検討中)

介護予防を目的とした活動を実施する登録クラブを認証し、地域住民に対するスポーツを通じた健康づくりや健康増進、介護予防の発展・拡大を促進する認証タイプ。

障がい者のスポーツ推進タイプ(仮) (検討中)

障がい者のスポーツ環境の充実に取り組む登録クラブを認証し、障がい者がスポーツを行う場の提供や、スポーツを楽しめる環境の整備を促進する認証タイプ。

- ## ◆申請条件：
- ①登録クラブであること
 - ②総合型クラブとして法人格を有していること
- ※その他、タイプ別認証ごとに申請条件を設ける場合がある。

- ## ◆有効期間：
- 認定時～認定後4年以内に終了する事業年度の3月末日まで（4年度ごとに更新）。

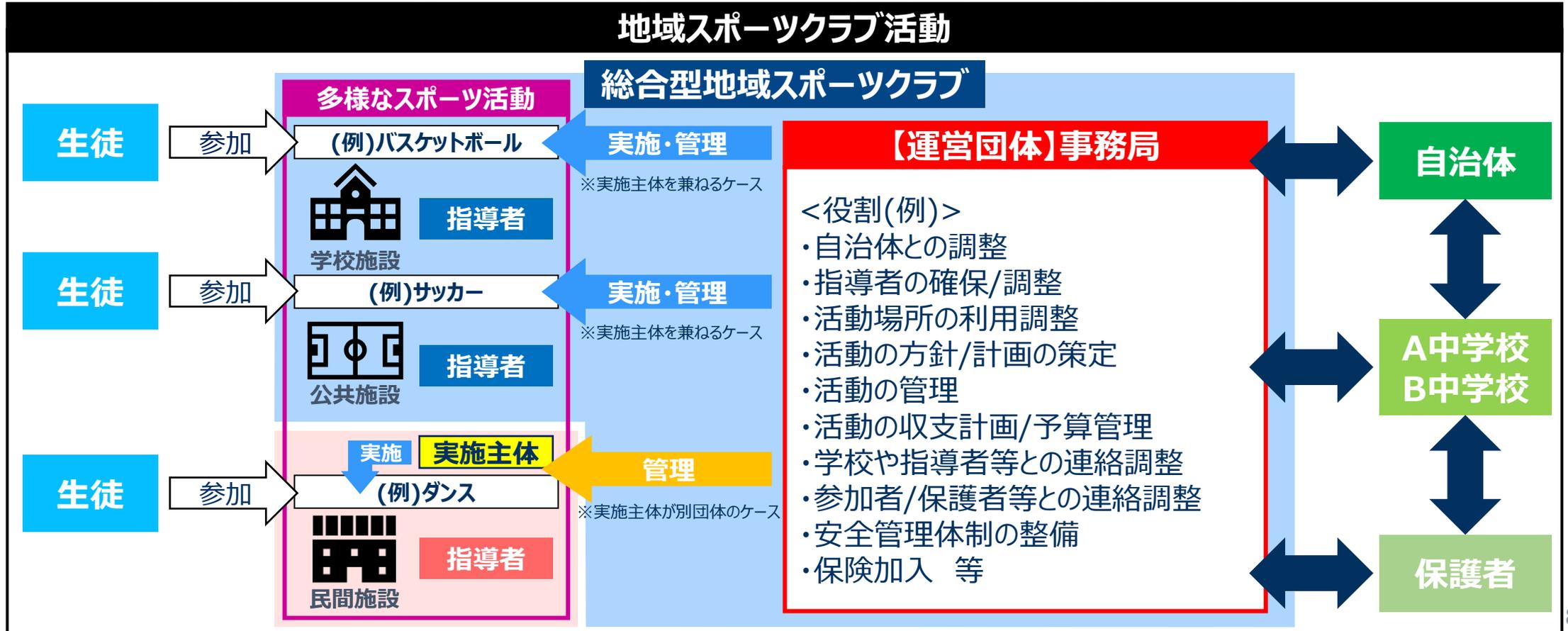
認証申請条件（部活動の地域展開タイプ）

◆ 認証申請条件

- ① 登録クラブであること
- ② 総合型クラブとして法人格を有していること
- ③ 部活動の地域展開における、地域スポーツクラブ活動の**運営団体(※)**を担っていること

※運営団体：各競技種目等の地域スポーツクラブ活動の全体を統括し、事務局として下のイメージ図のような役割を担う団体

◆ 総合型地域スポーツクラブが運営団体を担う場合の体制イメージ図（地域の実状に応じて体制が異なる場合があります）



大項目	小項目	No.	認証基準
活動の質	ガイドラインの遵守	①	クラブの活動方針・活動計画等が、スポーツ庁や都道府県・市町村(特別区は市町村に準ずる)が定めるガイドライン等に準じている。
	ニーズの把握・反映	②	参加者のニーズ等を把握し、活動へ反映する仕組みや体制がある。
	指導の質の確保	③	適切な指導を行うために、指導者の質を確保している。
連絡・連携体制	関連団体との連携	④	自治体や学校との連携が取れている。
	連絡体制の確立	⑤	運営に必要な連絡システムを整備・管理している。
活動の継続性	収支計画の策定	⑥	継続して運営・活動を行うために、適切な収支計画を立てている。
リスクマネジメント	安全管理体制の確立	⑦	安全・安心な活動を提供するための方針や体制を整えている。
	保険の加入	⑧	クラブが、参加者等の怪我や活動時の事故等に備えたリスクマネジメントのために、必要な保険に加入している。